

第 4 日

1. 令和元年 6 月 14 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 令和元年 6 月 10 日 午前 10 時 00 分 開会
3. 令和元年 6 月 14 日 午後 0 時 4 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1 番 荒 木 宏 太	2 番 白 木 淳	3 番 齊 木 幸 男
4 番 坂 本 敏 彦	5 番 竹 下 周 三	6 番 高 木 洋 一 郎
7 番 秋 丸 要 一	8 番 松 村 慶 次	9 番 庄 山 忠 文
10 番 池 田 龍 之 介	11 番 森 潤 一 郎	12 番 蒲 池 恭 一

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	中 嶋 光 浩	書 記	北 原 望
---------	---------	-----	-------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高 巢 泰 廣	副 町 長	松 尾 栄 喜
教 育 長	岡 本 貞 三	総 務 課 長	上 原 真 二
総合支所長兼農林振興課長	富 下 健 次	会 計 管 理 者	泉 法 子
まちづくり推進課長	石 原 康 司	税 務 住 民 課 長	高 木 浩 昭
健康福祉課長	坂 口 圭 介	商 工 観 光 課 長	大 山 和 説
建 設 課 長	中 嶋 啓 晴	住 民 課 長	有 働 和 明
農業委員会事務局長	松 尾 修	学 校 教 育 課 長	下 津 隆 晴
社会教育課長	前 湊 康 彦	町立病院事務部長	池 上 圭 造
特別養護老人ホーム施設長	樋 口 幸 広		

12. 議事日程

開議 午前10時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。おはようございます。

（おはようございます）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 議案第37号 「和水町課設置条例の一部改正について」

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、議案第37号「和水町課設置条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第37号「和水町課設置条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第38号 「和水町特別会計条例の一部改正について」

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、議案第38号「和水町特別会計条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第38号「和水町特別会計条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第39号 「和水町介護保険条例の一部改正について」

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、議案第39号「和水町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第39号「和水町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案39号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第40号「和水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」

○議長(蒲池恭一君) 日程第4、議案第40号「和水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第40号「和水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第41号「令和元年度和水町一般会計補正予算(第2号)」

○議長(蒲池恭一君) 日程第5、議案第41号「令和元年度 和水町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ありませんか。

6番 高木君

○6番(高木洋一郎君) 説明資料の16ページ、商工費の3、観光費で財源繰替えが行われております。一般財源を372万5,000円減額し、国・県支出金を372万5,000円増額という財源繰替えなんです。この該当する事業名を教えてくださいと思います。それと、その補助金ですね、

はい。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

商工観光課長 大山君

○商工観光課長（大山和説君） はい、高木議員の質問にお答えいたします。こちらのほうですね、財源のほうは熊本県の地域づくり夢チャレンジ推進補助金ということになっております。対象となる事業につきましては金栗事業の関係でございますけれども、走るですね、ラン、ノウ、ミニイベントであったり、また、のぼり旗等のもので、消耗品関係。ああいったものの作成、それからチラシ関係ですね、ああいったPRグッズ関係、そういったものを製作するようにしております。これは当初のほうで一応御説明したとおりでございます。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ゲストランナーは？は、入っとらんと、それは入っとらんと、これ。違うと。すいません、いいですか。

○6番（高木洋一郎君） 当初予算の中の事業名はなんだったですか。

○議長（蒲池恭一君） いきます？うん、予算の事業名ね。

○6番（高木洋一郎君） はい、説明書きんとこです。

○商工観光課長（大山和説君） 金栗四三のPR事業になります。はい。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。続けて。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 6番、高木です。それから、これはほかの事業会計にも係わることなんですけれども、一般財源、一般会計から介護保険事業では今度はもらうほうですね、介護保険事業会計からもらうほう。それから、特養会計事業には出すほう、それから下水道事業会計にも出すほう、後期高齢医療事業会計にも出すほうで、それと住宅地造成。

○議長（蒲池恭一君） ちょっとマイクを上げてもらっていいですか。

○6番（高木洋一郎君） はい。造成事業にも出すほうということで、一般財源から、一般会計から各事業会計に繰り出されております。一方、各事業会計にはそれを繰入れとして財源にされております。ちょっと分かりにくいのですが、特別養護老人ホーム事業会計補正予算2,047万1,000円ですね、今回の補正が。そのうちの347万1,000円が一般会計からの繰出しで、1,700万円が特別養護老人ホーム事業会計の前年度の繰越金で、2,047万1,000円を手当てしてるというふうに理解します。ところが、私が理解するには一般財源から繰り出した金額は歳入歳出補正予算事項別明細書を見ると、特定財源ではないかと。それぞれの特別事業会計では、一般会計から繰り入れられた金額。ここで言うと特別養護老人ホーム会計の374万1,000円は特定財源、その他、国・県支出金地方債以外の財源であるというふうに思います。で、1,700万円はそもそも特別養護老人ホーム事業会計の前年度の余った分を使うということで、それが一般財源ではないかと思うんですが、そのすみ分けですね、その他に特定財源として入れる分と一般財源として入れる分、このすみ分けを教えていただきたいと思います。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） はい。財源内訳の特定財源のその他と一般財源の分のすみ分けをということです。一般会計から出す分については、もうそのままほとんどがもう出す部分ですので、特別事業会計あたりいきますが、特に医療事業会計が後期高齢・介護、国保とか、いくつかあります。そういったものにつきましたは、法律でですね、一般会計からのいただいた分は人件費に充ててもいいよと、あとは事務費に充てなさいとかですね、そういう法的な決まりがございます。それと、あと例えば病院あたりにしますと、それは繰出し基準がございます。そういった、ある程度その充当先をきちんと指定された一定のルールの中で指定された部分につきましたは、これは特定財源のその他にいきまして、その他に上がりますと、これはどの事業に充当していると、これ予算書には出てまいりません、これが。充当先を指定して予算書ができあがります。電算上どこに充当したていうのがあとで書類として出てまいります。そうすることでちゃんと法的な縛りを担保するという目的で作成をいたしております。で、特老会計の場合ですけれども、特老会計は法的な決まりもございませんし、繰出しの基準もございません。そういった意味合いから積み上げとしてはもう一般財源のみでやっております。ただそれを一般財源にだけ上げなさいという、そういうルールはございません。財政のほうでそういう明確な部分、そしてそれをどこに充当しなければならないといったような決まりがある部分につきましたのみ財源のその他というところ、それと基金あたりを崩した分はその他の部分に入ってまいります。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） はい、よく分かりました。基金はその他、当然その他なんですが、一般会計からの繰り入れた額については使途がはっきり定められたものはその他、ほか何でも使っていいよっていうのが一般財源というふうにすみ分けで理解してよろしいですね。はい、分かりました。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質問ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 今の6番議員の質問に関連しますけれども、特別養護老人ホーム事業会計拠出金347万1,000円、このおもな理由でいうか、は、何なのか。それと同じく13ページで老人福祉センター解体工事、これはこの前のまちづくり推進課から全員協議会への資料によると、解体工事は来月から入られるようにスケジュール的にはなっておりますけれども、私が以前、老人福祉センターは町のものじゃなくて老人福祉センターの財産じゃないかということを言ったと思います。で、そのとき、町のほうから補助金等も使って建てているから町の財産だったという答弁をもらっておりますけれども、そのほかにそういった支障があるようなことはないのかどうか、調査されたのかどうかですね。それと、ちょっと戻りますけど12ページの上のほうで、諸費総務管理費の中で諸費13目の諸費で防犯灯新設設置工事360万。これはですね、要望ですけれども、もう街路灯が消えて約8カ月かな、ほど経っております。せっかく設置をされるのであればです

ね、古墳祭前に工事が終わるようにですね、お願いをしておきたいと思います。だから、今日多分採択はされると思いますので、早急にその後の処理についてはですね、すみやかに執り行われるよう要望をいたしておきます。以上ですけれども、答弁をお願いします。

○議長（蒲池恭一君）

特養施設長 樋口君

○特養施設長（樋口幸広君） 池田議員の御質問にお答えいたします。特老のですね、一般会計の繰出金の347万円の内訳ですけれども、4月にですね、町立病院のほうから異動して来ました3名の介護士と、7月からですね、1名のですね、任期付き介護士といった部分での人件費をですね、一般会計、前年度繰越金を引いた額で不足分を金額を充てておるというかたちになっております。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） 池田議員の御質問にお答えいたしたいと思います。老人福祉センターの解体に際しまして、ほかに支障がないかという御質問でございます。建設にあたりましては経産省の補助金を使いまして、あとは町の負担というかたちで建設させていただきまして、ほかのところの支障というところは、今のところ考えられないというところであります。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 防犯灯の設置を予算追加後は古墳祭に間に合うようにという御要望です。できるだけ急がせます。努力をいたします。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 老人福祉センターの解体工事にはほかに支障はないというような答弁でありましたけれども、じゃあ、和水町社会福祉協議会会長の町長に問いますけれども、社会福祉協議会の財産であるものがありますよね、あそこに。それは社会福祉協議会でも廃棄された決議は何月何日ですか、お答えください。

○議長（蒲池恭一君）

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 多分、倉庫、簡単なそのプレハブの倉庫とそれから陶器を作る窯、この二つがあるかと思います。これについての、それは多分、所有は。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時34分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） はい、大変失礼いたしました。老人福祉センターの敷地内にある建物、建物本体プラス陶芸クラブで使ってたプレハブ。あと、災害用備蓄倉庫が2基ございまして、その陶芸クラブの中にある窯とプレハブに関しましては社会福祉協議会のほうで解体するというので、3月の理事会で予算計上させていただきまして、承認されてるところでございます。あと、災害用の備蓄倉庫でございますが、今回の6月補正で移築をするという予算を計上しております。それと、そこにある井戸につきましては、そのまま残すというかたちでございます。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 井戸。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 私が社会福祉協議会に調査に行ったのが12月、まちづくり推進課のほうから説明があったあとだったので、3月。今年の3月にしてあるわけな？

○健康福祉課長（坂口圭介君） 承認は、はい。

○10番（池田龍之介君） 承認はね。いや、私がなぜ言ったかというのですね、社会福祉協議会に普通財産として計上されていてですね、減価償却がまだあってるものなんです。その陶芸教室の窯と、それと事務所。倉庫じゃなくて事務所内。シルバーていうか、社会福祉協議会のあそこの事務所、その裏に簡単な調理をするような調理場と風呂かな。それも社会福祉協議会のお金で改築してあるわけですよ。それも財産として計上してあったわけですよ。だからそういうやつを、まだ減価償却しているものですので、社会福祉協議会がどのように処理されているかは私まだ調査してないから分かりませんが、もしそういうの、社会福祉協議会のほうとですね、なんで協議、解体するときに協議をよくよくされなかったのかなと思うわけですよ。この計画を立てたときにですよ、立てる前に、あそこに現地にあったわけですから、社会福祉協議会は。だからほかに財産的、お宅の持ち物はないですかとか、そういった協議をするべきじゃなかったかなと思うわけですよ。それをしていない、なかったから、まだまだ12月まで、計画が上がるまで、上がったあともそういった財産的に載ってるわけですよ、社会福祉協議会のほうには。その手続きをいつするのかをも社会福祉協議会は今も御存じなかったですよ、私が調査に行ったと

きは。ということは、町のほうから連絡をしてないってことでしょ。協議をしてなかったっということでしょ。そら、宅造するなら、する趣旨は私もよく理解して賛成はしますけれども、その前の事前作業。事前作業といって作ってあるのには一言も社会協議会との協議、どうのこうの書いてないじゃないですか。行われてないということでしょ。地元説明は区長と地元説明で2回程あってますけれども、そのほかはなんもされてないわけでしょ。だからこの前の廃止条例みたいに、もう何年経ってから廃止条例ですか。そういう手抜きがあるわけでしょ。事務方の、おたくらはエキスパートですよ。もう少し気配りをしてから事業に取り掛かってくださいよ。もしこれがですよ、社会福祉協議会で決議もなんにもないときに、もうパーンと崩した場合、どう責任取られるおつもりだったんですか。同じ町長、そして会長として。そりゃ町長はいちいちそういう小さいところまで気付きなはらん。仕事上ですね、そういうところまで気付かないのが当然だろうと思います。それをカバーするのが職員でしょ。エキスパートならエキスパートらしくピシャっとしなさいよ。

それともう一つ、3回目ですが、もう1件聞きます。同じく社会福祉協議会の敷地内から備蓄倉庫、移築移設工事費として37万4,000円あがってますけれども、どこへ移動されようとしているのか。それと、こういった同様の施設が菊水地区だけなのか、三加和地区にもあるのか、答弁ください。

○議長（蒲池恭一君）

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） はい、池田議員の御質問にお答えいたします。倉庫の備蓄移設でございますけれども、現在、旧老人福祉センターのグラウンドの一面に2基設置しております。移設先につきましては中央公民館の裏手、敷地内の一面に設けたいと思っております。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） はい、消防関係の倉庫といたしまして、津田に1カ所。と、すいません。あと春富の福田に1カ所にだったと思います。申し訳ございません。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 19ページですね、文化財保護費の中の。

○議長（蒲池恭一君） すいません、マイクをお願いします、マイク、庄山議員。

○9番（庄山忠文君） 田中城ミニミュージアム案内板作成委託料ということであっておりますが、どこにどういふかたちで位置を設置されるのかお尋ねしたいと。それと、その下の委託料のずっと下ですね。金栗生家関係業務委託料236万、この内訳を教えてください。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） 庄山議員の1点目の御質問でございます。文化財保護費の田中城ミニミュージアム案内看板作成委託料13万1,000円、こちらはどのへん、どこに設置するのかというお尋ねでございますが、こちらは田中城ミニミュージアム旧春富小の一画の教室を利用して開館しておりまして、駐車場が旧春富小のグラウンドとなつとります。そのグラウンドの入口前後に設置をして、さらに全部で4カ所設置予定でございまして、県道のほうから誘導できるような場所に設置をしていきたいと考えております。次に2点目の保健体育総務費の金栗生家関係業務委託料236万円の内訳でございます。こちらはマラソン大会のゲストランナーの出演委託といたしまして186万円、さらに金栗生家記念館の賑わい創出ということで昨年度も好評いただきましたけれども、案山子の展示を秋口からしたいと思っています。また、その他、賑わい創出のためのイベント予算といたしまして50万計上させていただいております。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） 金栗生家関係業務委託料、中身はそういうことですが、この生家に関して清掃関係とか草切りとか、この委託関係はこれにはいってないということですかね。各、その、今後の維持管理費ちゅうですか、そういうやつはこれにはいってないということですね。

それとミュージアムの、田中城のミニミュージアムの4カ所というようなことですが、1カ所は今おっしゃったところ。あと3カ所あたりはどういうところに金額的に、4カ所になればですね、3万。3、4、12。3万ぐらいの経費と思います。あと3カ所あたりはどこですかね。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 前渕君

○社会教育課長（前渕康彦君） はい。1カ所はあのグラウンドの入口付近ということでございますが、そのほか、ちょっと道路使用の関係もございますので、まだここにということを決めてるわけではございませんけれども、県道のほうからこう、誘導できるようなかたちで目立つ位置にできるだけ設置をしていきたいと考えています。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

9番 庄山君

○9番（庄山忠文君） これはまた一つの考えと思いますが、せっかくですね、出来上がったと。そして田中城の跡地、城跡に上がってもらえる方もおられると思います。入口のトイレ関係の本当の入口のどこあたりも必要じゃないかと。やっぱしですね、せっかく建てるならば、来て、現場を城の跡を見ていただいて、その城の中のいろんなですね、展示物。これもやっぱし見てもらわんとですね、何なりません。せっかく建てて、金をかけてやるならば、有効にそれが分かる。ただ県道端じゃなくてですね、来られた方がどういうことで城が建って、どういう結果でこうですよというような流れの、一つの流れをですね、作っていただくと。そういう場所に設置をしていただきたいというふうに思います。これは要望と思いますが、どうぞ一つ分かるようにですね、お願いをしたいと思います。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 答弁いますか。

○9番（庄山忠文君） よかです。

○議長（蒲池恭一君） いいですか、はい。

ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 3番、齊木幸男です。13ページの3款 民生費、項目は社会福祉費、節は5、老人福祉センター施設費、工事請負費。この件に関して御質問申し上げます。少数でございますが、和水町の町民の方がこの旧老人福祉センターを御利用なられまして、いろんな活動をされていらっしゃいました。そのことで、回数は少ないですが、人数的には大変少ない人数の町民の方でいらっしゃいますが、実際そこを使われてたわけでございますので、その方たちが移動したところで滞りなくというか、ちゃんとこう、移動されたか。また、問題がなかったか、合わせてまして移動された方の中に老人クラブ連合会、精神障がい者家族会、そのような方たちは関係してらっしゃったかどうかお尋ねいたします。

○議長（蒲池恭一君）

健康福祉課長 坂口君

○健康福祉課長（坂口圭介君） はい。齊木議員の御質問にお答えいたします。旧老人福祉センター、まだ運営してたときのですね、利用状況は定期的にやられた方が1団体か2団体あったかと思います。琴の習い事、練習場みたいな感じですね、御利用されてたかと思いますが。その方たちの中にその障がい者の方がいらっしゃったのか、ちょっと、老人会のメンバーがいらっしゃったのかちょっと存じ上げません。申し訳ございません。

○議長（蒲池恭一君） ただ、それ利用しよんなはった人たちは、しっかりとこう、御理解いただいて、こげんなったと。

○健康福祉課長（坂口圭介君） 一応、メンバーのほうにはですね、担当のほうから一応、その旨伝えてですね、御理解いただいておりますのでございます。利用場所につきましては、山鹿市あたりでちょっと利用したいということで変更されております。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

3番 齊木君

○3番（齊木幸男君） 私が町民の方からお伺いしたところ、老人クラブ連合会の方も御利用になられてたと。で、改めてお伺いしますが、老人クラブ連合会、我が和水町にも老人会の方たくさんいらっしゃいます。この老人会というのは、昭和38年8月に施行された老人福祉法において、その中の13条。この老人クラブ、その他当該事業を行う者に対しては適当な援助をするように努めなければならない。この老人福祉法にちゃんと記載されております老人クラブの方たちでございます。この老人クラブ連合会、老人クラブに関しては、この老人福祉法にしっかりと記載された団体であります。改めて町長にお伺いします。我が和水町の老人クラブ連合会、老人会の皆様を今後もこの老人福祉法に記載されてるとおり、しっかりと適当な援助をするという務めを果た

していくお考えがありますでしょうか、お答えをお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君）

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） ただいまの老人会を町として援助していくと、これは当然のことだと思います。やっぱり、そういった町、老人会なり婦人会なり、いろいろ小団体ございますけれども、やっぱりしっかりと町のためにも、そして自分。まず相互のですね、相互理解と親睦を深めながら、いろいろな面で、健康増進も含めてですね、活動しておられる。その場の提供なり、支援をしていくのは町としての当然の義務だと思っております。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

6 番 高木君

○6 番（高木洋一郎君） 6 番、高木です。提案理由の説明のときに詳しく御説明をいただけなかったことが一つございまして。説明資料の18ページ、教育費 教育総務費の事務局費、学校教育ですね、の19節の中学校英語検定チャレンジ事業補助金。和水町は保育所から、幼児期から英語教育に取り組んで国際化の進展に対応する事業を展開されておりますけれども、このチャレンジ事業補助金はどういうものか御説明いただけますでしょうか。

○議長（蒲池恭一君）

教育長 岡本君

○教育長（岡本卓三君） はい、高木議員の御質問にお答えいたします。この英語検定チャレンジ事業はですね、熊本県が3年前からですね、試行的に3年間公益財団の助成を受けて熊本県の子どもたちの英語力向上のための英語検定、基本的に3級の検定料の助成をですね、する試みを3年間いたしまして。それが成績が悪かったのがだいたい全国平均並み近くまで回復したと、受験合格率がですね。そういうことで今年度より熊本県がこの受験する生徒の受験料の3分の1を助成するというので、今回、本町ではその残りの3分の2を助成して英語検定受験を手助けするということです。で、これは県の助成は中学3年生だけが対象なんですけれども、本町では1年、2年生でも受験したいという生徒がいれば、その受験料の助成もするというので、今回補正に上げさせていただいてるところです。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

6 番 高木君

○6 番（高木洋一郎君） 今、御説明のありましたように、県が試行的にやっていて、成績が上がったと、で、それを受けて県内全域で実施をするというふうに理解してよろしいですね。それと、この特定財源、国・県支出金の9万3,000円がこの中学3年生の受験料の補助にあたるというふうに理解してよろしいでしょうか。それともう一つが、じゃあ1・2年生は全額補助ということなんでしょか。

○議長（蒲池恭一君）

教育長 岡本君

○教育長（岡本卓三君） 1・2年生も3分の1ということで本町ではほかの3分の2を助成するという方向でお願いしています。

○議長（蒲池恭一君） 3分の1は自己負担ですか。

○教育長（岡本卓三君） はい。ですから、3年。1年から3年まで受験する生徒はすべて3分の1は自己負担ということになります。3年生だけは県のほうが自己負担、県のほうの助成で。1年・2年生は自己負担と3分の1はですね、ということになります。

○議長（蒲池恭一君）

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） 整理しますと、私が整理すつともおかしかつばってんが、3年生は全額公費で、1・2年生が受験する場合は3分の1は自己負担で3分の2を町が助成をするということですね。はい、分かりました。

○議長（蒲池恭一君） 3分の1は町が助成するっじゃなかですか。

○6番（高木洋一郎君） 3分の1は自己負担ですよ？ 3分の2が町の単独補助、1・2年生は。3年生は3分の1が県の補助で3分の2を町が助成するということですね。で、1・2年生は3分の1は自己負担と。町長公約の中でも国際化に対応する児童・生徒のですね、英語力向上ということもございますので、今回はもう間に合いませんけれども、1・2年生の受験者に対する助成というのも御検討されてはいかかかなと思った次第です。

○議長（蒲池恭一君） ちょっと、答弁が違う。訂正があるそうなので、すいません。はい。執行部の答弁を求めます。

教育長 岡本君

○教育長（岡本卓三君） はい。少し、申し訳ありません、訂正させていただきます。ちょっと手元に今、資料が私のとこになかったものですから。1年から3年までですね、全員受験者は3分の1は自己負担ということで、3年生につきましては、残り3分の1が県負担で3分の1が町の負担。で、1・2年生につきましては、残り3分の2は町の負担ということで、受験生全員が3分の1は自己負担ということでよろしく願いいたします。

○議長（蒲池恭一君） ちなみに受験料はいくらになりますか。

○教育長（岡本卓三君） 3,900円を基本としております。で、それ以上のものを受ける場合は自己負担というかたちになります。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

質疑なしと認め。早く言ってください、何べんも言ってますんで。はい。いえ、大丈夫ですよ。

○7番（秋丸君） いいです、いいですから。

○議長（蒲池恭一君） いいですか、してください、してください。

○7番（秋丸君） いいです、いいです。

○議長（蒲池恭一君） すいません、なら、いいですか。ほんとに？心残りありませんか。はい。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第41号「令和元年度 和水町一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。しばらく休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長(蒲池恭一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第42号「令和元年度 和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)」

○議長(蒲池恭一君) 日程第6、議案第42号「令和元年度 和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第42号「令和元年度 和水町介護保険事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第7号 議案第43号 令和元年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)

○議長(蒲池恭一君) 日程第7、議案第43号「令和元年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第43号「令和元年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第8号 議案第44号 令和元年度 和水町下水道事業会計補正予算(第1号)

○議長(蒲池恭一君) 日程第8、議案第44号「令和元年度 和水町下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第44号「令和元年度 和水町下水道事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第9号 議案第45号 令和元年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)

○議長(蒲池恭一君) 日程第9、議案第45号「令和元年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第45号「令和元年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第10号 議案第46号 令和元年度 和水町病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第46号「令和元年度 和水町病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） ページ数、5ページ、6ページですね。給与及び手当の状況ということで、職員一人当たり給与、それと級別職員数となっておりますけれども、補正前と補正後。この年月日は何月何日なのかお答えください。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） はい、池田議員の質問にお答えします。あくまで病院の事業会計の年度ですんで、4月いっぱいのところを出しております。よろしくお願いします。

○10番（池田龍之介君） いやいや、補正前が何月何日現在、補正後は何月何日現在。

○病院事務部長（池上圭造君） そういうことか。補正前が3月31日で、補正後が4月1日というところで書いております。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） それじゃ、町長にお聞きしますけれども、今年度新規採用で介護士は多分、私の記憶が正しければ6名ほどおられたんじゃないかなと思いますけれども、そのとき辞令交付はどこ付けで辞令交付されたのかお聞きいたします。

○議長（蒲池恭一君）

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） 4月1日付けで辞令発令いたしております。

○議長（蒲池恭一君） どこが。町長。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） ただいまのお答えをいたします。今度の病院で採用してる職員につきましては、事業管理者が辞令を発行しております。介護職というところで雇用しているわけではございませんで、准看護師さんと看護師さんということで採用しておりますんで、あくま

で事業管理者である院長が辞令を出してるといような状況でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） それではですね、補正前と補正後の職員数。6名が町立病院で採用してあるならば、職員の異動数がですよ、プラスだいたい6人にならなければいけないけれども、退職者がおれば数合わせはですね、あれですけども、退職者が何人いて、新規採用が6名ならば、その人員配置はどこにしてあるのか、お答えください。

○議長（蒲池恭一君）

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） はい、ただいまのお答えいたします。退職者が5名いらっしゃいましたので退職が5名、それで新規採用が9名でした。で、9名のうち、そして3名の方が特老のほうに異動されておりますんで、実質1名の増員というようになっております。これが31年度の体制として病院が抱えとる状況でございます。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君） 何をそこまで、はい。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時21分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

病院事務部長 池上君

○病院事務部長（池上圭造君） すいません、先ほどですね、補正前と補正後の日時をお伝えしましたが、修正がございますんで、ただいま報告いたします。補正前の日付が4月1日付け、そうすると補正後の日付が6月1日というところでございます。そこで、この表を作成しておりますんで、よろしくお願いします。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第46号「令和元年度 和水町病院事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第47号 令和元年度 和水町住宅用地造成事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、議案第47号「令和元年度 和水町住宅用地造成事業会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6 番 高木君

○6 番（高木洋一郎君） はい、6 番、高木です。住宅用地造成事業会計の歳出について伺います。歳出は事業費ということで1,791 万 6,000 円ですが、人件費が入ってないようですが、ほかの特別事業会計には人件費が含まれておりますが、ここに含まなかった理由を御説明いただきたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） はい。改めて、職員に対してですね、宅地造成事業会計というかたちでの担当は決めておりますけれども、今回最初ということで、特別、宅造の、なんですか、土地開発事業とかそういった事業を組織を設けてやる場合は職員も入れますけれども、今回はもう、まちづくりの中の一環として事業をやるという意味です。当然、これに人件費も含めても構いはしないというふうに思います。以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

6 番 高木君

○6 番（高木洋一郎君） はい。土地開発公社じゃなかった、特別なものではなく、まちづくりの推進の一環としてこの宅造事業会計を設けたので、人件費は入れなかったということですね。で、まちづくり推進課の通常業務の中で一部を割いてこの宅造事業を行っていくと、専従者ではなくてまちづくり推進課で対応していくというふうに私は今の説明を理解したんですが、それでよろしいですか？そういうことですか？

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） はい。今回は人件費を入れませんでした。ていうのは、そういう明確な規定はございませんのでですね、基本的な考え方は今、議員がおっしゃったとおりでございます。今後、本格的にいろんな関係で予算の割合が大きくなって、専属で二人充てなければいけないといったようなことも出てくればですね、そのときに対応はしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 今のところは専従はしないということで。

○総務課長（上原真二君） いえ、担当は当然でございます。人件費を含まなければならないとい

う決まりがないものですから、そのへんはもうこちらの考え方で、一応、今回は外しておるとい
うところでございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

齊木君、気にせんで、自分がいきたいときは言ってください、はい。

3 番 齊木君

○3 番（齊木幸男君） 3 番、齊木幸男です。ページ数、6 ページ、3 歳出、款 事業費、項 事業費、目 住宅地造成事業費、このことに対してちょっとお伺いをいたします。一般質問でも大変たくさん質問が出ておりました。私も質問させていただきました。宅地造成、移住・定住化に大変重要な項目でございますので、改めて質問、お伺いをさせていただきます。旧老人福祉センター、前原の老人福祉センターでございます。行政区では藤田校区になると思います。今後、このような造成に向けての工事が進んで行くということで、今まで事前にその住民の方、関係の方に、区長さん、説明が行われているというふうにお聞きしておりますが、やはり町民の方からですね、まだまだ分からない。どういうことが起きるのか、起きてるか、分からないという大分お聞きするんですね。一番は、例を挙げると井戸水が出なくなるんじゃないか、進入路、道はどうなるのか、これが一番大きい問題ですね。まちづくり推進課さん、この関われる方たちは大変一生懸命に仕事されてますから、そのことに対してどうこうじゃなくてですね、改めてこの周辺の方、そういう方たちの関係する方々に説明がまだしっかりされてないんじゃないかということでお伺いしたいです。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） 齊木議員の御質問にお答えしたいと思います。まず、地域住民の方への説明ということにつきましては、まず地元のほうが藤田の区長、藤田区前原区となりますので、両区長様のほうに事前にお話を町長同行していただきまして、説明しております。そのあと、両区長様のほうには、何か集会とかありましていろいろ説明があれば区長様のほうから呼んでいただきたいという旨で今のところ進めております。と、もう一点の水位の件ですけど、これ、この前の全協で御説明したとおり、4 月から水位調査というのをやっております、6 月の 28 日が工期となっております。で、今、途中経過としましては、今の既設の水道を 24 時間出しっぱなしにしまして、周辺の井戸にどんな影響があるかっていう調査をしておりますが、今の中間報告としましては、水位に変化がなく、周辺には異常がないという結果が出ておりますので、これは業務が完了次第、御報告をしたいと思っております。

あと、道路の進入路等につきましては、今回の設計業務委託で 1,494 万 5,000 円上げておりますが、この中で道路の進入路等のもので、設計も含めた上で委託をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

3 番 齊木君

○3 番（齊木幸男君） 2 回目の質問ということで、金栗四三先生のこの「いだてん」大河ドラマの仕事で大変忙しい中ではありますが、この宅地造成、移住・定住化の問題はもう非常に大変な問題でありまして、大きな問題。また、1 万人を下回ったこの人口対策で有効な手立てということで、力が入ってると思います。必ずこれは成し遂げなければいけないと町の職員の方、執行部の方、議員も皆そう思っていると思います。しかしですね、何かこう問題が起きてですね、予定の来年、令和 2 年の 4 月分議開始が遅れるようなことがあったら私は本当に大変なことじゃないかと思うんです。消費税も上がりますし、いろんな状況があります。改めて、ここだけではなくて、もしもこの事業が順調に進まなかった場合も考えて、何カ所か複数ですね、進行させておく必要があるのではないかと考えますが、その件に対してお尋ねします。

○議長（蒲池恭一君）

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） まず、現在取り組んでおります、この旧前原地区の老人福祉センター跡地の開発につきましてはですね、全力を挙げて計画どおりに進むように取り組んでまいります。それから、あと含めてですね、並行して進めるべきじゃないかという御意見でございますが、これにつきましてもですね、今、ピックアップしている土地につきまして、いろいろ条件等、調査をですね、事前調査あたりを今進めているところでございます。状況で次々に対策が打てるように対応してまいりたいと思います。

○議長（蒲池恭一君）

3 番 齊木君

○3 番（齊木幸男君） 3 回目の質問でございます。質問とお願いでさせていただきますが、この移住・定住化、宅地造成、非常に大きな問題でございます。必ず成し遂げなければいけない、やはりそのためには宣伝・広報が必要だと思います。一般、民間の宅地造成にあたっても、その場所には看板が上がっていたりとか、周知広報というのは非常に重要な事業だと思います。ここを宅地造成でしっかりやるなら看板を上げるべきではないかと。なお且つ、この場所は九州道、高速道路から見える場所でもあります。1 日何台、高速道路通行されているかと思うと、もうすごい人数の方が通られています。実際、あのあたり竹を切って見晴らしがよくなったところは高速走行してたら非常に見えます。ですので、ここに金栗四三先生とか和水町の話、また、この住宅地のことを宣伝するような大きな看板、高速道路に向けて見えるように設置するとか。もしくは福岡方面から高速インターチェンジを和水町に降りる場合に、竹藪で非常に町内が見えないと、そういう問題もありますので、この宅地造成、しっかり宣伝と、販売完了するために宣伝のための看板、もしくはその辺の竹藪とかの伐採。そういうのも含めてこの移住・定住化を推進するための宣伝広報ということで、そういうお考えをお持ちではないかどうかちょっとお伺いします。

○議長（蒲池恭一君）

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） はい、ただいまの齊木議員の御質問でございますが、もうこれはもう当然、やっぱりこの和水町の地の利のよさ、福岡までも通勤できるんだというようなことをですね、しっかりと前面に打ち出しながらですね、やっぱりそちらからの方々をしっかりと呼び込むような宣伝対策は絶対必要だと思います。そういったことで今、看板等の設置につきましてはですね、今後事業が進行していく中で十分検討して対応してまいりたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 宅造区画が13区画ですかね、今計画されてるのが。で、まず質問したいのが、分譲地として売却予定なのか、それともこの前ですね、テレビであつたということとで恐縮ですけども、沖縄の徳之島ですね。あそこに町営住宅をですね、広々と造ってるわけですよ、1戸建てで。で、若い、もう結婚してですね、都会に出て結婚した人の地元の人がJターン、Uターンとして、今、児童数がものすごく倍増してるわけですよ、何年間かの間に。そういった計画でいうか検討はされたのか、ただただ宅造して分譲地として売だけの検討なのか、そういった意味合いも含めたところでの検討はなされたのかどうか、お答えください。

○議長（蒲池恭一君）

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） はい。今回の特別会計で言いますか、住宅用地造成事業会計におきましては、老人福祉センターの跡地ということで、全協でも御説明したとおり、分譲という方式で4月までには分譲開始ができるようにということで進めております。また、これと別にその宅地造成、定住とか考えますと今、議員がおっしゃったようなことも含めた上で一般質問等でも答弁したとおり、空き家バンク等も活用しながらですね、それも踏まえた上で定住促進を進めて行きたいと考えております。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 今んとは、もういっちょ。結局は、町の町営にするような議論はされてたかっていう。

○まちづくり推進課長（石原康司君） 分かりました。議長。

○議長（蒲池恭一君） そのままいいです、はい。

○まちづくり推進課長（石原康司君） 町営住宅等については、今回の件については検討はしておりません。以上です。

○議長（蒲池恭一君）

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 町長も含めて執行部のほうからですね、よく言われるのが高速、新幹線等を使用すれば福岡圏域までは1時間ということで交通の利便性を挙げられております。そこでですね、安い賃貸の住宅、サラリーマンをターゲットとした住宅を建設。今はあるかどうか分かりませんが、前は雇用住宅促進というのがありましたよね。今もその制度があるのかな、

どうかは私もちょっと調べてないのでですね、よくは分かりませんが、そういった形態の住宅地というか、アパート形式のやつをですね、建てるのも一考じゃないかなと私なりに思うわけですが、町長の考えはどうでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） ちょっと待ってください。この内容で議論して欲しいんですけどね。

○10番（池田龍之介君） いや、宅造後のことだけ。分譲だけをす。

○議長（蒲池恭一君） 分譲だけしかないということでしょ。

○10番（池田龍之介君） 分譲だけをしないって。

○議長（蒲池恭一君） 分譲だけしかないって答えてますんで。

○10番（池田龍之介君） で、こういうやつもありますけれども、検討はどうですか、投げかけてるわけです。

○議長（蒲池恭一君） 1回のだけ許しましょう、はい。あくまでも、これはですね、和水町住宅用地造成事業会計の予算に対して質疑ですので、そこは議員の皆さん方しっかり御理解していただいて質疑をしていただきたいと思います。町長、よかですかね。1回だけ答弁を求めます。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） はい。ただいま、池田議員のほかならぬ御提案、それも一つの方法だと思います。いろいろのパターンがあらうかと思しますので、これから先、まず第1段でございしますが、あと第2段、第3段ということで、しっかりとここは強力に進めて行きたいという思いでおりますので、そうした中でですね、そのへんも含めて検討することはやぶさかではないと思っています。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第47号「令和元年度 和水町住宅用地造成事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第48号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（蒲池恭一君） 日程第12、議案第48号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 今、熊本県内に自治体数は14市31町村の45自治体があると思います。それで今回、合志市が抜けるということになっておりますけれども、そのほかに、もうこれより以前にですね、抜けてる市が荒尾市、熊本市、今回の合志市、八代市、天草市、水俣市、宇土市、人吉市と8市になるわけですね。で、なんでこの一部事務組合の中から脱退されるのかはよく分かりませんが、当町としてはこういった事例を受けて、この案件について検討されたことがありますか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） この加入・脱退については検討いたしましたことはございません。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） じゃあそもそも、この熊本市町村総合事務組合理約に加入することは、なんで加入しているのかお答えください。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） この規約の中にですね、共同処理する事業といたしまして、職員の退職であったり非常勤消防団員に対する損害補償、また、消防団に協力した者の損害賠償。それと議会議員の災害等に関する補償と、こういった補償内容が様々ございます。すと、住民の交通災害見舞金に関するということなんです。それぞれ、特に住民の交通災害見舞金あたりはもうしょっちゅうございます。窓口は当然私、各町でありますけれども、申請の窓口だけで、そしてこちらの共済組合のほうに、この事務組合のほうに送致すると。で、それから先の事務につきましてお願いをしてるところでございます。非常に交通事故等々専門的な知識も有する部分でもございますし、退職手当につきましてもそういった一定のルールの中でほとんどの町村が入っておりますので、そういった中でやっていかなければならない。で、事務的な分量等々につきまして、合併前から両町からここに、総合事務組合に加入されてたと思いますけれども、そういったもろもろの事情の中でですね、加入するのが総合的考えで適当であるという判断をされたものというふうに理解しています。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑ありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） よく分かりましたけれども、合併する前からかたってたというのが大前提だったのかなと思いますけれども、町や村の自治体はすべて加入しております31町村。市に至ってはですね、14市のうちもう8市が抜けてるわけですね。熊本市は政令指定都市になっておりますので、これは別枠と考えたとしても14市のうちもう7市、半数が市で脱退してるわけ

です。で、脱退するにあたってはメリット・デメリットをよくよく検討した上ですね、入・脱退等を判断するのではないかと思うわけですね。そこでよければ、これを契機としてですね、我が町としてもどうしたほうがいいのか、このまま留まるほうがメリット的に多いのか、脱退したほうがメリット的に多いのか、その検討はですね、するべきじゃないかと思いますので、今後よくよく検討されることを要望しておきます。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） はい。御要望のあったとおり、メリット・デメリット、そういつてやると場合に町で対応が可能なかどうかにつきましては検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（蒲池恭一君） 今の件については、脱退されたところはというふうなところに入られたのかってということも含めてですね、全協のほうで説明をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第48号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第49号 工事請負契約の締結について

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第49号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第49号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第50号 工事請負変更契約の締結について

○議長(蒲池恭一君) 日程第14、議案第50号「工事請負変更契約の締結について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第50号「工事請負変更契約の締結について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第15 同意第4号 和水町固定資産評価員の選任について

○議長(蒲池恭一君) 日程第15、同意第4号「和水町固定資産評価員の選任について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。手挙げてもらっていいですか。

町長 高巢君

○町長(高巢泰廣君) 同意第4号、和水町固定資産評価員の選任について。和水町固定資産評価員に次の者を選任したいので同意をお願いします。令和元年6月10日提出、和水町長高巢泰廣。住所和水町東吉地279番地の3、氏名高木浩昭、昭和40年10月19日生まれ。提案理由、固定資産評価員の選任については地方自治法第404条第2項の規定により、議会の同意を経る必要があります。それがこの議案を提出する理由でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(蒲池恭一君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第4号「和水町固定資産評価員の選任について」、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

日程第16 報告第1号 平成30年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（蒲池恭一君） 日程第16、報告第1号「平成30年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

本案について説明を求めます。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 報告第1号、平成30年度和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。平成30年度和水町一般会計予算の繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行例第146条第2項の規定により報告する。令和元年6月10日提出、和水町長高巢泰廣でございます。

まず、繰越明許費についての御説明を簡単に申し上げます。会計年度独立の原則の例外といたしまして、当該年度の歳出予算の一部を翌年度以降において執行することを言います。繰越明許費の繰越は歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由により、当該年度内に支出を終わらない見込みがあるものについて予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用するものでございます。また、この繰越明許費につきましては先ほど予算の定めるところによりと申し上げましたが、予算は平成31年度3月議会の定例会において議案第10号の平成30年度和水町一般会計補正予算第9号で7事業の承認をいただいているところでございます。また、平成31年4月19日の臨時議会におきまして、承認第2号、専決処分の承認におきまして、3事業が承認をいただいているところでございます。今回は繰り越しました事業名と繰越し額の実績を繰越明許費、繰越計算書にて報告をさせていただきます。

次のページを御覧いただきまして、全部で10事業ございます。上から順次、款、項、事業名、繰り越しの理由。そして翌年度繰越額の順番で説明を申し上げます。

総務費、総務管理費、条例と制定改廃事務経費、会計年度任用職員制度に係る条例改廃、事務委託でございます。繰越し理由、会計年度任用職員に係る給与体制の条例整備に不測の時間を要したために繰り越すものでございます。繰越額194万4,000円でございます。

続きまして、土木費、住宅費、町営住宅維持管理事業、町営住宅津田団地の受水槽取替え工事でございます。繰越し理由といたしまして、資材調達に不測の時間を要したために繰り越すものです。繰越額371万6,000円でございます。

続きまして土木費、道路橋梁費、橋梁維持管理費、橋梁長寿命化改修計画書策定業務及び橋梁

定期点検の委託事業でございます。繰越し理由、事業を進める中におきまして、国・県との協議の結果、橋梁定期点検業務が追加となったことにより繰り越すものでございます。繰越額 959 万 1,000 円です。

続きまして土木費、道路橋梁費、交付金修繕事業、山口 1 号線の舗装修繕事業でございます。理由といたしまして、国の補正 2 号で採択され、適正工期を確保するために繰り越すものでございます。繰越額 1,600 万円でございます。

続きまして、土木費、道路橋梁費、町道整備事業、町道岩線の整備事業でございます。理由といたしまして、大型の自由勾配側溝の入手、及び舗装工事の労務者の手配調整に不測の日数を要したために繰り越すものでございます。繰越額 1,244 万 6,000 円です。

土木費、道路橋梁費、江田高野線整備事業、町道江田高野線の道路整備事業です。理由といたしまして、工事の着手に伴い、水稻耕作者との調整に時間を要したため繰り越すものでございます。繰越額 3,777 万 2,000 円でございます。

土木費、道路橋梁費、西光寺中林線整備事業、町道西光寺中林線の道路整備事業です。繰越し理由、工事着手前の地下水調査に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。繰越額 7,023 万 5,000 円でございます。

教育費、教育総務費、学校統合推進事業、菊水区域の学校統合事業に係る分でございます。繰越し理由、熊本地震の災害復旧工事などで建設労務者の需要が高止まりしており、必要人員を確保できなかったことにより繰り越すものでございます。繰越額 10 億 3,997 万円でございます。

災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業、平成 30 年 7 月の豪雨により被災した道路 10 カ所、河川 19 カ所の復旧工事です。繰越し理由、被災箇所が多く、建設労務者及び資材の確保に時間を要したためでございます。繰越額 1 億 6,812 万 1,000 円でございます。

続きまして、災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業、板楠有山地区の単県治山事業で崖崩れの防止事業でございます。繰越し理由、詳細設計におきまして、申請者との調整に時間を要したために繰り越すものでございます。繰越額 210 万円でございます。以上で報告を終わります。

○議長（蒲池恭一君） 本案について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第 1 号「平成 30 年度 和水町一般会計繰越明許費繰越計算書について」の報告を終わります。

日程第 17 報告第 2 号 平成 30 年度 株式会社菊水ロマン館の決算報告について

○議長（蒲池恭一君） 日程第 17、報告第 2 号「平成 30 年度 株式会社菊水ロマン館の決算報告について」を議題といたします。

地方自治法第 243 条の 3、第 2 項の規定に基づく、株式会社菊水ロマン館の決算状況は、先般行わ

れた全員協議会での報告に代えさせていただきます。

日程第18 発議第3号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○議長（蒲池恭一君） 日程第18、発議第3号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 高木君

○議会運営委員長（高木洋一郎君） 議会運営委員長の高木でございます。発議第3号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、提案の理由を説明申し上げます。新たな過疎対策法の制定に関する意見書を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。令和元年6月14日提出者 和水町議会議員高木洋一郎、賛成者 同じく議会議員池田龍之介氏、賛成者 同じく議会議員坂本敏彦氏、和水町議会議長蒲池恭一様。提案の理由ですけれども、現行の過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末日をもって失効することとなります。しかしながら、過疎地域が果たしている多面的公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対する総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えている政策を確立・推進することが重要であります。過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、すなわち同時に都市をも含む国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要であると考えます。よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものであります。意見書は別紙のとおりでございます。以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（蒲池恭一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第3号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第19 閉会中の継続調査について

○議長（蒲池恭一君） 日程第19、「閉会中の継続調査について」を議題といたします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手

元に配付しました申出書一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉めますので、上着をお願いします。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これで令和元年第2回 和水町議会定例会を閉会いたします。御起立をお願いします。お疲れさまでした。

(お疲れさまでした)

閉会 午後0時4分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和 水 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員